

次世代地域産業推進事業 F A Q

1 応募資格関連

	質 問	回 答
1	企業組合の構成事業所ですが、申請できますか。	企業組合の構成事業所は、一事業者と認めております。決算書は企業組合から構成事業所の内訳をもらってください。
2	府内に複数の支社がありますが、支社ごとに応募できますか。	申請は、事業者（企業）単位になります。 府内に複数の支社を有する場合は、事業者（企業）全体で一応募としてください。
3	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、応募できますか。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば応募可能です。
4	本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも応募できますか。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、応募できません。
5	これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、又は単独で提案できますか。	提案時には住民票の写を提出いただき、開業後に開業届控の写しを、法人設立後に履歴事項全部証明書を提出してください。 （※P 8 参照のこと） なお、この場合、交付決定は個人開業等の確認（証明書類を添付して提出）以降とし、確認日以降の支出のみを補助対象とします。 また、本条件を満たさない場合は、グループ事業全体の評価にも影響しますので、確度の高い計画であることが必要です（提案書中に、設立予定時期等を記載願います。）。
6	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	変更届（補助金交付要領第 11 条に基づく変更承認申請書（第 4 号様式-1））を提出することで、補助事業を継続することができます。
7	令和元年度に補助金採択を受けました。今年度、申請することは可能ですか。	令和元年度において次世代地域産業推進事業、京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、「企業の森・産学の森」推進事業、中小企業共同型ものづくり支援事業、小規模製造業設備投資等支援事業のいずれかで採択を受けた事業者であっても異なるテーマであれば申請可能です。（令和 2 年度に限ります）
8	常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいですか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事

		業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。
--	--	---

2 他の補助金との相違等関連

	質 問	回 答
1	他補助金事業との制度上の主な違いは。	本補助金は、製品化を目指した研究開発費支援に留まらず、成長支援 VC、大型国資金を狙うためや VC や協業出資者を募る等、民間資金等獲得に向けた取組を支援するもので、 ・評価基準 ・成果指標 などの点が異なります。
2	同一の企業が異なる事業計画で別々の企業グループを構成した場合、各々応募は可能か。	同一事業者が重複して応募することはできません。
3	いずれも府内本社中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社のグループで応募した場合、補助金交付はどうか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。

3 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何かが必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。

※その他ご不明な点があれば、提出先にご相談ください。